

## 4.中期見直しの視点

### 1 新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化等へ対応

日本国内のみならず、世界が新型コロナウイルスの猛威に直面しており、その結果、各国は経済、産業を一時停止させてまでも、今以上の感染拡大を阻止することに注力しました。こうした危機的状況の中でも、あらゆる手段を講じ、経済活動、市民生活への影響を最小限にするよう迅速な対応が求められました。

収束後に予見される市民の生活意識やニーズ、行動様式の大きな変化を見据え、とるべき施策について検討することが必要です。また、策定時に期待されたインバウンド需要が大幅に減少したことから、今後はアフターコロナ、ウィズコロナという環境下での国内需要への転換や、インバウンド需要の回復に向けた受入環境の整備等の施策について検討します。

### 2 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

我が国においては、2016（平成 28）年12月に「SDGs 実施指針」が策定され、地方自治体においても、SDGs 達成に向けた取組を推進することが求められています。

SDGs の理念や考え方は、第6次富士吉田市総合計画に掲げる将来都市像「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市富士吉田」の実現に向けた取組の方向性と極めて親和性が高いものと考えられます。

SDGs の17のゴール、169のターゲットは多分野を網羅しており、環境・社会・経済の3側面を統合的に捉えることにより、各側面をより良く成長させるという特徴をしっかりと組み込むことによって、異なる分野の課題を解決するような相乗効果を生み出し、政策全体の最適化を図ることを目的とし、施策ごとに該当する目標やターゲットを設定する等、関連付けを行います。

#### 【SDGs とは】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ\*1」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



\*1)アジェンダ:実施すべき計画、行動計画

## 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

	<p><b>貧困をなくそう</b></p>	<p><b>目標1 [貧困]</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p><b>飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>目標2 [飢餓]</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p><b>すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>目標3 [保健]</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p><b>質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>目標4 [教育]</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p><b>ジェンダー*1 平等を実現しよう</b></p>	<p><b>目標5 [ジェンダー]</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>
	<p><b>安全な水と トイレを 世界中に</b></p>	<p><b>目標6 [水・衛生]</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
	<p><b>エネルギーを みんなにそして クリーンに</b></p>	<p><b>目標7 [エネルギー]</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
	<p><b>働きがいも 経済成長も</b></p>	<p><b>目標8 [経済成長と雇用]</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>

\*1) ジェンダー：男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女児と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味する。

	<b>産業と 技術革新の 基盤をつくろう</b>	<b>目標 9 [インフラ, 産業化, イノベーション]</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	<b>人や国の不平等 をなくそう</b>	<b>目標 10 [不平等]</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する。
	<b>住み続けられる まちづくりを</b>	<b>目標 11 [持続可能な都市]</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	<b>つくる責任 つかう責任</b>	<b>目標 12 [持続可能な消費と生産]</b> 持続可能な消費生産形態を確保する。
	<b>気候変動に 具体的な対策を</b>	<b>目標 13 [気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	<b>海の豊かさを 守ろう</b>	<b>目標 14 [海洋資源]</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	<b>陸の豊かさも 守ろう</b>	<b>目標 15 [陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	<b>平和と公正を すべての人に</b>	<b>目標 16 [平和]</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	<b>パートナ リシップで目標を 達成しよう</b>	<b>目標 17 [実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*1を活性化する。

出典：外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」（平成 29（2017）年 3 月）

\*1) グローバル・パートナーシップ：地球規模の協力関係